平成２５年（フ）第１３５号
岐阜県各務原市鵜沼南町１丁目28番地青空ハイツ105号
債務者　大沢　達也
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
岐阜市菊地町３丁目４番地　モアグレース菊地四番館203号室
債務者　熊田　勝基
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７４号
静岡市葵区東千代田３－１－１、住民票上の住所滋賀県高島市鴨990番地31
債務者　森　　茂
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
長崎県諫早市幸町47番17号不知火荘３号、前住所長崎県諫早市高来町汲水45番地
債務者　小野ソーイングこと　中原　一郎
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５０３号
京都市伏見区両替町10丁目228番地
債務者　渕田　　協
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０８号
京都市山科区勧修寺西金ヶ崎385　正和フラット勧修寺701、住民票上の住所京都市山科区四ノ宮小金塚３番地10
債務者　藤川麻里子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
京都市下京区柳馬場通四条下る相之町122番地　レオパレスエタージュ101号
債務者　上市　達也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８０号
京都市下京区梅小路石橋町５番地　アヴニールＫ202号
債務者　鯉島　奈由
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
京都府宇治市伊勢田町南遊田３番地の１　三洋ビル301号
債務者　西村　　徹
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９２号
京都府城陽市平川野原７―12、住民票上の住所京都市山科区上花山久保町33番地15
債務者　堀田　　渚（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６０５号
京都市東山区本町17丁目317番地　デトムワン東福寺215
債務者　児島　和也
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
京都市中京区西ノ京池ノ内町30番地の５、住民票上の住所京都市中京区西ノ京池ノ内町26番地の34
債務者　谷山　貴幸
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1052番地２
債務者　岡崎　　純
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第１６１号
福岡市博多区千代４丁目４番14―1005号、申立時の住所広島市中区白島九軒町22番11―401号
債務者　中川　修司
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６１号
広島市南区段原３丁目６番６―302号
債務者　佐藤千鶴子（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６２号
広島県東広島市河内町上河内794番地
債務者　中野八重子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７０号
広島市東区中山南１丁目18番７―201号
債務者　安達　　巧
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部